

関係人口調査事業業務委託仕様書

1 業務名称

関係人口調査事業業務

2 業務の目的

全国調査を実施し、令和7年の富山県の関係人口の数を推計するとともに、関係人口の創出・深化に係る施策検討の基礎資料とするため、その特徴を分析するもの。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務の内容

(1) 富山県の関係人口を推計するための調査の実施に関すること

① 調査対象

富山県を除く全国46都道府県居住者

② 調査期間

令和7年12月中旬以降に調査を実施し、令和8年2月中を目安に調査結果報告書を提出すること。

③ 調査方法

WEB アンケート

④ 目標有効回答数

富山県を除く全国46都道府県居住者から、1都道府県あたり少なくとも1,000件の有効回答の収集を目標とすること。

⑤ 設問項目

調査対象から、少なくとも以下の設問に対する回答を収集すること。

ア 令和7年中に富山県内において、地域の課題解決・活性化の取組みに関わったことがあるか（主な例：ボランティア、地域プロジェクト）

イ 令和7年中に富山県内において、二拠点労働を行ったことがあるか（主な例：兼業、副業、テレワーク、ワーケーション）

ウ 令和7年中に富山県内で実施されたイベント等に参加したことがあるか

エ 令和7年中に富山県内において、県産品であることを意識して購入したことがあるか

オ 令和7年中に富山県内の自治体を支援したことがあるか（主な例：ふるさと納税、寄付、ファン倶楽部、情報発信（インフルエンサー）など）

カ 令和7年中に富山県外で実施されたイベント等に参加したことがあるか（主な例：大阪・関西万博富山県催事、観光物産展、セミナーなど）

キ 令和7年中に富山県外において、県産品であることを意識して購入したことがあるか

ク 令和7年中に富山県の自治体のSNS等から情報を取得したことがあるか

ケ 富山県出身者または富山県人会の会員に該当するか。あるいは、これまで富山県内に居住した経験があるか

(2) 調査結果の集計・分析、報告に関すること

① 関係人口の推計

「富山県関係人口調査(令和 4 年 12 月実施)」([富山県／富山県関係人口調査\(令和 4 年 12 月実施\)](#))と同様の手法により推計すること。

【推計手法の概要】

- 関係人口の分類毎に、出現割合に各都道府県の人口実数(※)を乗じて関係人口を推計(※総務省「令和 2 年国勢調査」の都道府県別人口による)
- 1 人の回答者が複数の関係人口の分類に該当すると回答した場合、関係性の深度が深い分類でのみカウント

② 調査結果のクロス集計、分析

- ・調査データは Microsoft Excel 等を使用して全ての調査項目において、クロス集計を行うこと。
- ・集計結果から読み取れる客観的な事実や特徴的な事実、傾向などの分析結果を示すこと。
- ・グラフ等の使用により、分析結果を視覚的に把握できるよう努めること。
- ・分析の内容については、県と随時調整すること。

③ 調査結果報告書の提出

- ・上記①・②の内容を記載した調査結果報告書を作成すること。
- ・調査結果報告書は、令和 8 年 2 月中を目安に企画室成長戦略課担当宛に電子データで提出すること。

(3) 問合せ対応

WEB アンケートを実施する際は、受託者の問合せ先を明記すること。なお、アンケート対象者からの問合せ事項に関し、誠意をもって適切に回答することとし、疑義のあるときは県担当者に照会すること。

(4) その他

調査の実施に必要な備品類(WEB アンケート実施におけるサーバー等)は受託者が用意するものとする。

5 提案事項

別紙「企画提案項目」について提案すること。なお、提案にあたり、下記に留意すること。

- (1) モニターの品質は、「富山県関係人口調査(令和 4 年 12 月実施)」において使用した株式会社インテージのインターネット調査モニター「マイティモニター®」と同等以上を担保すること。なお、モニターの品質とは、以下の条件を満たしていることを指す。

- ・モニター構成の幅広さ(性別、年齢、居住地の属性分布が全国的に網羅されていること)

・調査対象として適切な人数規模

- (2) モニターの基本属性として、少なくとも性別、年齢、居住都道府県の情報を把握すること。
- (3) アンケート配布数については、関係人口の推計に必要な有効回答数が得られるに十分な件数を検討すること。また、過去の類似調査の事例や利用するモニター数など、積算の根拠を示すこと。
- (4) 有効回答については、回答者の年齢（若年層 18-39 歳、中年層 40-59 歳、高齢層 60 歳以上）および性別（男性、女性）に大きな偏りが出ないように、均等な回収に努めること。
- (5) アンケート調査票は、調査対象者が回答しやすい構成とすること。また、回答の一時保存機能を有するなど、利便性等についても考慮すること。
- (6) その他、富山県の関係人口の創出・深化に向けた施策を検討する際に参考となる情報を得るための調査等、独自の追加提案があれば具体的に提案すること。ただし、経費は契約上限額の範囲内とする。

【例】・地域の課題解決・活性化に関わる人を増やすための施策検討に資するもの
・二拠点労働者を増やすための施策検討に資するもの など

6 業務実施のスケジュール（予定）

以下を原則とするが、業務の実施にあたっては、県と随時調整のうえ行うこと。

R7. 10 月下旬～	プロポーザル結果通知、契約締結
11 月上旬～	調査項目等の調整、アンケートページ等の作成
R7. 12 月中旬～	調査の実施、調査結果の集計・分析、関係人口の推計
R8. 2 月	調査結果報告書の提出

7 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、県と受託者で協議のうえ決定する。
- (2) 個人情報の取扱いにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 受託者は、本調査により得られた全てのデータ等について、本調査の目的以外に使用・流用等をしてはならない。
- (4) 受託者は、本調査により得られたデータ等の使用・保存・処分には、細心の注意をもってあたなければならない。
- (5) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (6) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、富山県に帰属するものとする。
- (7) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。

- (8) 受託内容に疑義が生じた場合は、その都度富山県と協議の上、その指示に従って進めること。
- (9) 本仕様書はプロポーザル用であり、委託候補者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。